

○泉南市個人情報保護条例
平成19年3月30日条例第3号

改正

平成20年3月28日条例第1号

泉南市個人情報保護条例

泉南市個人情報保護条例（平成11年泉南市条例第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護
- 第1節 個人情報の取扱い（第6条—第11条）
- 第2節 個人情報の開示等の請求（第12条—第24条）
- 第3節 救済手続（第25条）
- 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第26条—第31条）
- 第4章 補則（第32条—第37条）
- 第5章 罰則（第38条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する個人情報の開示、訂正及び削除等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人にに関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）をいう。

（2）個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

（3）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。

（4）公文書 泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）第2条第2号に規定する公文書をいう。

（5）事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（6）個人情報ファイル 實施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述により特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、この条例の趣旨を遵守し、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（適用上の注意）

第5条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出及び公表）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次の事項を市長に届け出なければならない。当該届出に係る事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

（1）個人情報取扱事務の名称

（2）個人情報取扱事務の目的

（3）個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

（4）個人情報の対象者の範囲

（5）個人情報の記録項目

（6）個人情報の収集方法

（7）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更され、若しくは廃止された日以後において同項の届出をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る内容について公表するとともに、必要な書類を作成し、市民の閲覧に供さなければならない。

4 第1項の規定は、公務員又は公務員であった者に関する個人情報であつて、専らその人事、服務、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項に係るものを取り扱う事務については、適用しない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集する場合においては、次の各号のいずれかに該当するときを除き、個人情報の当該個人（以下「本人」という。）から直接に収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 他の実施機関から提供を受けるとき。
- (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

（6）前各号に掲げるもののほか、実施機関が泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成11年泉南市条例第20号）第1条に規定する泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定のいずれかに該当することにより個人情報を本人以外から収集したときは、次の事項を告示しなければならない。

- (1) 収集の目的
- (2) 本人以外から収集した理由
- (3) 収集した個人情報の項目

4 本人又は代理人人が申請行為その他のこれに類する行為を行ったときは、第2項の規定により直接に収集がなされたものとみなす。

5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めのあるとき又は実施機関が運営審議会の意見を聴いて、市民の福祉の向上のため特に必要がある場合であって、かつ、職務の遂行にとって欠くことができないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- (2) すべての差別の原因となるおそれのある個人情報

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を収集目的外利用（当該個人情報の収集を行った実施機関内又は他の実施機関において、個人情報を収集した目的の範囲を超えて利用することをいう。以下同じ。）し、又は外部提供（実施機関以外のものに提供することをいう。以下同じ。）してはならない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 法令等に定めがある場合

（3）出版、報道等により公にされている場合

（4）同一の実施機関内で利用し又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認める場合

（5）個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

（6）前各号に掲げるもののほか、実施機関が運営審議会の意見を聴いて公益上必要があると認める場合

2 実施機関は、前項第5号又は第6号の規定に該当することにより個人情報を収集目的外利用又は外部提供したときは、次の事項を告示しなければならない。

- (1) 収集目的外利用又は外部提供した相手方
- (2) 収集目的外利用又は外部提供した理由
- (3) 収集目的外利用又は外部提供した個人情報の項目

3 実施機関は、第1項各号の規定のいずれかに該当することにより外部提供を行う場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

4 実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にあるものに限る。）を用いて個人情報を外部提供してはならない。ただし、実施機関が運営審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（適正な維持管理）

第9条 実施機関は、責任の所在を明確にした個人情報の管理体制を定めなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び損傷等を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確實に廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

（電算処理の規制）

第10条 実施機関は、電子計算処理組織（一定の処理手順に従い、電子計算機及び関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。以下同じ。）を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければならない。

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部に係る処理業務（以下「処理業務」という。）を実施機関以外のものに委託しようとするときは、個人情報の保護に係る必要な措置を講じなければならない。

2 処理業務の受託者は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 委託を受けた処理業務に従事している者若しくは従事していた者又は処理業務の受託者若しくは受託者であった者は、当該処理業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示等の請求

（開示の請求）

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（第6条第4項に規定する事務に係るもの）を除く。第19条第1項、第20条第1項及び第21条第1項において同じ。）について、開示（個人情報が記録された公文書の閲覧又は写しの交付をいう。以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該本人が未成年者で満15歳以上のものであるときは、本人の同意を得なければならない。

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める範囲において、死者の個人情報の開示請求をすることができる。

(1) 死者の法定代理人であった者 その利害に関連する範囲

(2) 死者の配偶者、子又は父母（この号において「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。）配偶者等の利害に関連する範囲

(3) 死者の相続人（前2号に該当する者を除く。） その利害に関連する範囲

(4) 前3号に掲げる者以外の利害関係者で、実施機関が運営審議会の意見を聴いて開示請求を認めたもの 運営審議会で認める範囲

（開示しないことができる個人情報）

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報については、開示しないことができる。

(1) 法令等の規定により開示することができないとされているもの

(2) 個人の評価、診断、指導、判定、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが適当と認められるもの

(3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 本人以外のものに関する情報が含まれている場合であって、開示することにより本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上必要があると認め、運営審議会の意見を聴いて定めるもの

2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当することにより開示しないこととした個人情報について、期間の経過等により当該個人情報が同項各号のいずれかに該当しなくなったときは、開示請求に基づき、開示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで第1項各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒むことができる。

（部分開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部が前条第1項各号のいずれかに該当することにより開示しないこととした場合において、当該部分を容易かつ合理的に分離することができ、当該分離により開示請求の趣旨が損なわれることないと認められるときは、当該開示しないこととした部分を除いて開示しなければならない。

（開示請求の方法）

第15条 開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る個人情報の内容その他個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求は、実施機関が定める本人であること（第12条第2項又は第3項の規定による開示請求にあっては、請求に係る個人情報の本人の法定代理人であること又は同項各号に掲げる者であること。）を確認できる書類の提出又は提示をもってしなければならない。

3 実施機関は、第1項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（開示請求に対する決定等）

第16条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があった日の翌日から起算して、14日以内に、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、個人情報の開示をするかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、当該決定を延期して行うことができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延期の理由及び決定を行うことができる時期を当該開示請求者に書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、個人情報の開示をしない（個人情報の一部を開示しない場合及び個人情報が記録された公文書が不存在であるため開示できない場合を含む。）旨の決定を行ったときは、その理由を前項の規定による通知書に付記しなければならない。この場合において、当該決定に係る個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該通知書に併せて付記しなければならない。

5 開示請求者は、第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延期された場合にあっては、当該延期後の期間）内に実施機関が第1項の決定を行わないときは、当該個人情報の開示を行わない旨の決定があつたものとみなすことができる。

6 実施機関は、第1項に規定する決定を行つた場合において、当該決定に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれるときは、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができる。

（開示の方法）

第17条 実施機関は、前条第1項の規定により個人情報の開示をする旨の決定を行つたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該個人情報の開示をしなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を直接閲覧に供することにより当該公文書の汚損又は破損のおそれのあるときその他の合理的な理由があるときは、当該公文書を複写したものにより閲覧に供することができる。

3 個人情報の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

（開示請求の特例）

第18条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、開示請求をしようとする者は

、第15条第1項の規定にかかるわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第16条の規定にかかるわらず、実施機関が定める方法により、直ちに当該開示請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の訂正の請求があったときは、速やかに当該誤りの訂正をしなければならない。ただし、法令等に特別の定めがあるとき又は実施機関に訂正の権限がないときは、この限りでない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項の訂正の請求について準用する。

(削除の請求)

第20条 何人も、第7条第1項の規定による制限を超えて自己に関する個人情報が実施機関に収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

2 第12条第2項及び第3項の規定は、前項の削除の請求について準用する。

(利用等の停止の請求)

第21条 何人も、第8条第1項の規定による制限を超えて、自己に関する個人情報が収集目的の外利用若しくは外部提供（以下「利用等」という。）され又はされようとしたときは、当該実施機関に対し、利用等の停止の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の利用等の停止の請求があつたときは、行政執行上緊急を要するものである等やむを得ない場合を除き、第23条第1項の決定があるまでの間、当該個人情報の利用等を一時停止するよう努めなければならない。

3 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項の利用等の停止の請求について準用する。

(訂正等の請求の方法)

第22条 第19条第1項の訂正の請求、第20条第1項の削除の請求又は前条第1項の利用等の停止の請求（以下本条及び次条において「訂正等の請求」という。）をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求に係る個人情報の箇所及び内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等の請求は、実施機関に対し、訂正、削除又は利用等の停止を求める内容が事実に合致することを証明する資料の提出又は提示をもってしなければならない。

3 第15条第2項の規定は、第1項の訂正等の請求をしようとする者の確認に要する手続について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第23条 実施機関は、前条の規定による訂正等の請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に訂正、削除又は利用等の停止を行うかどうかの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことのできない正当な理由があるときは、その期限を20日間を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の理由を訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する決定を行ったときは、速やかに当該決定の内容を訂正等請求者により書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、訂正、削除又は利用等の停止をしない旨の決定を行ったときは、同項の書面にその理由を付記しなければならない。

5 第16条第5項及び第6項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(費用負担)

第24条 この条例の規定に基づく個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づいて個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成又は送付に要する費用を負担しなければならない。

第3節 救済手続

(救済手続)

第25条 第16条第1項又は第23条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく、泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年泉南市条例第19号）第1条に規定する泉南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについて決定又は裁決を行わなければならない。

2 前項の処分庁又は審査庁は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うよう努めなければならない。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第26条 事業者は、その事業活動に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第27条 市長は、事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

第28条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事業者に対する勧告)

第29条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴いたうえで、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(公表)

第30条 市長は、事業者が第28条の規定による要求に正当な理由なく応じなかつたとき又は前条の規定による勧告に従わなかつたときは、あらかじめ運営審議会の意見を聴いたうえで、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ事業者にその旨を通知し、意見陳述の機会を与えるなければならない。
(国、他の地方公共団体等との協力)

第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて、個人の権利利益の保護を図るために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に対して協力を要請し、又はこれらからの協力の要請に応ずるものとする。

第4章 補則

(苦情の処理)

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があつたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(市長の調整)

第33条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人及び指定管理者の責務)

第34条 市が出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の法人に対し、同項に規定する必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

3 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(他の制度との調整)

第35条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 図書館その他の図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、一般の利用に供することを目的として保有している図書等に記録されている個人情報

2 この条例の規定は、他の法令等の規定により個人情報の開示、訂正、削除又は利用等の停止を請求することができる場合における当該個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第36条 市長は、毎年1回、この条例による運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第38条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関以外の者で実施機関の個人情報取扱事務に従事しているもの若しくは従事していたものが、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書及び電子情報ファイルを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第38条又は第39条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第42条 前4条の規定は、泉南市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の泉南市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされている自己に関する個人情報に係る開示請求若しくは訂正等の請求又は不服申立ては、改正後の泉南市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の相当規定により行われた開示請求若しくは訂正等の請求又は不服申立てとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により運営審議会又は審査会に対してなされている諮問又は意見の聴取は、新条例の相当規定によりなされた運営審議会又は審査会に対してなされた諮問又は意見の聴取とみなす。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、勧告その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、勧告その他の行為とみなす。

5 新条例第12条第2項及び第3項、第13条第3項、第15条第2項、第16条第6項、第18条、第19条第3項、第20条第2項、第21条第3項並びに第22条第2項及び第3項の規定は

- 、附則第1項に規定する施行の日以後になされた開示の請求及び訂正等の請求から適用し
、同日前になされた開示の請求及び訂正等の請求については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

7 泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年泉南市条例第19号）の一部を次
のように改正する。

（次のように略）

（泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の一部改正）

8 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例（平成11年泉南市条例第20号）の
一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成20年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第35条第1項第1号及び第2号の規定は、平
成19年10月1日から適用する。